

受験勉強法の「米満理論」

米満 啓

当事務所の営業項目に、CISTEC 実務能力試験の受験指導があります。「根性主義勉強で正解を当てる」ではなく「常識に基づき理詰めで解く」が私の勧める勉強法です。

ちょうど昨年今日受験した行政書士試験はその有効性の試金石でもありました。(自分を材料に**人体実験**した、ともいえます) 本日はその経験も踏まえて「米満理論」の話を致します。(以前に書いた「[よい勉強法・わるい勉強法](#)」と重なる点は大目に見て下さい)

1. メモリは使うな、頭を使え

基本方針は「なるべく少なく覚えて理解する」です。簡単にいえば、物事をバラバラに覚え
ないということ、そして覚えるからには自分の頭の中のどの抽斗に格納するか、どんなラベル
を貼るか整理する (それを「理解」と呼びたい) ということです。

趣旨は敢えて説明するまでもないでしょう。私も中学生の頃なら英単語の暗記は苦にならず、むしろ覚えた量が増えることに素直に喜びを覚えたりもしたのですが、大人になってからもそれを続けるのは大変です。それに「詰め込み」というのは、なんとなく不細工というか、芸がないやり方に見えるものです。「理解する」の方が高級な感じがしますよね。

でも多くの人はいざ自分が当事者になると、つい根性主義で頑張ってしまうのですね。参考書にマーカーを塗りまくったり、問題集を3回繰り返す等々。それほどまで苦勞して得た知識なのに、試験の後にはじきに忘れてしまったりするわけです。

その人たちも、それがベストの方法と思っているわけではないでしょう。しかし「背に腹は代えられず」というか、手立てが見つからぬままに突撃してしまうのだと思います。

そこでどうするか？ 自分のメモリ量が有限であることを心にとめ、「覚える量を最小限で済ます」ことを**意識して勉強**しましょう、**意識すれば結構できるものですよ**、というのが私の提案の骨子です。

2. 「線」で理解しよう

具体的には「点や面で覚える」ではなく、「線で理解する」ことを心がけます。

なぜ「点」がダメなのか。もちろんメモリを大量に消費するからです。例えばコンピュータで文字を認識するとき、ビットマップよりJISコードを用いた方がメモリの負担ははるかに小さくて済みます。

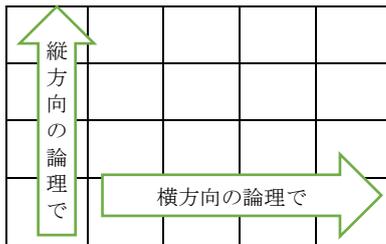
では「面」はなぜダメなのか。「面」ならば「線より高次元」でよさそうなのに。実は「面」方式には重大な問題があります。

それは実行の難しさです。例えばみなさんは一覧表の丸覚えにトライしたことがありますか？ 色々頑張っても結局のところ柵目毎に「点」で覚える羽目になる人がほとんどだと思います。(世の中には「表を丸々」で頭に入る人もいるそうです。カメラアイと呼ばれる稀な特殊能力者ですが、私はうらやましいとは思いません。過大な入力データを処理するために脳に大

きな負担がかかるでしょうから、何か別の物が犠牲になるような気がするのです。「それを避けるため脳は最初から全部入ってこないような入力フィルターを備えているのではないか」という説を読んだことがあります。…『日本の大問題』養老孟司・藻谷浩介)

したがって「表で覚える」は勉強法としてはおすすりできません。(但し答え合わせに利用するのであれば、表はコンパクトに情報がまとまっているので便利なツールといえます。要は使い方ですね)

それに「線で十分」でもあります。「面で理解」は、一覧表でいうと縦方向・横方向いずれの



論理でも柁目同士のつながりを説明できることを意味します。両方でできればもちろんすばらしいとは思いますが、縦横どちらかできるだけで、もう間違えようがない筈です。(片方だけでも難しいという人が両方を求めるのは現実的ではないです)

3. 「線で理解」とはどういうことか

それは一見バラバラないくつかの物事が「実は 1 本の線上の事象」として説明できること (「同一平面に乗っている」こと) を認識することです。そこで重要なのが、「どんな平面なのか」、「どんな線なのか」の見立てです。すなわちストーリーの発見です。

抽象論が続いたので実例を示しましょう。

【例1】輸出令の「別表第3」「第3の2」「第4」という地域区分

地域区分の番号にさえストーリーがあります。(以下は STC/Associate 試験からの引用)

第 36 回 Q8	なお、中国は輸出令別表第 3 の 2 の地域ではない。 (註 「3 の 2」は国連武器禁輸国のリスト。なお「3 の 3」は告示貨物。よって〇)
第 37 回 Q25	輸出令別表第 3 に掲げる地域とは、いわゆる懸念国で、イラン、イラク、北朝鮮のことである。(註 「3」はホワイト国のリスト。「懸念国」のリストは「4」。よって×)
第 39 回 Q19	台湾は、輸出令別表第 3 に掲げる地域であることから、キャッチオール規制については、規制の対象外なので、需要者や用途を確認する必要はない。(もちろん×)

番号なんて所詮は記号、野球選手の背番号と一緒にです。根拠があるんだかないんだか。

選手名鑑が愛読書ならばともかく、大抵の人は「別表 3 はホワイト国で、3-2 は国連、懸念国は 3-3 ではなく 4 で」とお経のように頑張って覚えることと思います。

実は別表番号の付け方には次のような登場順のストーリーがあるのです。それにより 4 つの意味不明な情報が、つながりのある 2 つのストーリーとして消化できます。

① 輸出令で <u>CA 規制に関連する規定</u> といえば 4 条 1 項三号。要旨は、16 項品の場合に ・「別表第 3」地域 (ホワイト国) 以外向けは、CA 規制あり ・但し「別表第 3 の 2」地域 (国連武器禁輸国) 向けでなければ大量破壊兵器 CA のみ ※ つまり「 <u>ホワイト国 (別表 3)</u> 」→「 <u>国連禁輸国 (別表 3 の 2)</u> 」の順で登場するわけ。
② <u>少額特例の規定</u> は 4 条 1 項四号。要旨は ・普通の品目の枠は 100 万円。「別表第 3 の 3」品目 (告示貨物) は 5 万円。 ・但し「別表第 4」地域 (懸念 3 か国) は少額特例一切ダメ。

※つまり「告示貨物（別表3の3）」→「懸念3か国（別表4）」の順で登場。
 ※蛇足乍ら「別表3の3」と「別表4」という不自然な組合せ（「3の3」と「3の4」でなく）の理由は何だと思いませんか？
 実は昔の少額特例規定（例えば1996年当時は輸出令4条1項三号）では「別表3」品（別1の2～4項と14項）は1円でも不可、「別表3の2」品（告示貨物と15項）は5万円まで、「別表4」地域（イラン・イラク・北・リビア）も5万円まで、となっていました。
 おそらく昔からの伝統で今も「懸念国は別表第4」が指定席とされているのでしょう。

【例2】民法の相殺決済禁止3規定（509条～511条）

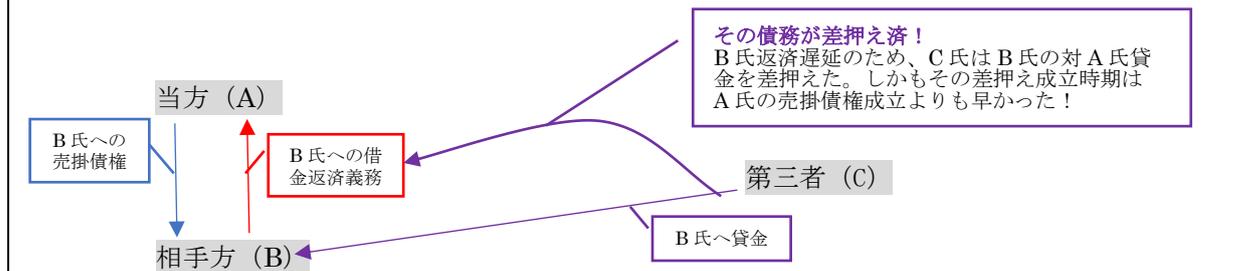
輸出管理が御専門のみなさんにはなじみのない話かと思しますので、かいつまんで概要を記します。

相殺とは、双方の債権を打ち消しあう決済方法です。但し**当方の債務がワケアリのケースは、勝手に手を着けたらまずいので相殺が禁止されている、というのが509～511条の要点**です。

はじめに「線で理解する」整理をお目かけます。「債務のワケアリ性の違い」に注目して整理するのが米満流です。つまりそれらは「ワケアリ性」という線の上で対比することが可能なのです。そこで「ワケアリ債務3兄弟」として扱います。

債務のワケアリ性	相殺不可の理由
509条 当方の不法行為が原因で生じた賠償債務	<ul style="list-style-type: none"> 債務の性質上、必ずきちんとケリをつけるべし。「お宅の借金と相殺しようや」の提案はご法度。 まず賠償を払え。後に君の債権が残るわけだがそれは追々回収していきなさい。
510条 給与債務のように差押えが法で禁止されているもの	<ul style="list-style-type: none"> まず現金で支払うことが義務付けられている。「君には貸しがあるからそれと相殺」は不可。 給与を払った後で残る債権については、追々回収していけばいいだろ、と。
511条 その債務が第三者から差押え済。相手方が第三者に借財があり、当方への債権＝当方債務…下図の赤矢印…が、既に（当方債権…青矢印…の成立時点で）その第三者により差し押さえられている	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所が当方に対し「君の債務を勝手に相手方へ返済しちゃ駄目だよ。別の人（第三者）が差押えているから。払うのなら、差押えをした人（第三者）あてになさい」と申し渡している。

※ この511条は当事者間の関係がややこしいので、図で補足説明します。



この理解法のツボは「債務のワケアリ性」に注目して「対比」するという点にあります。「対比」すなわち「線で理解」というわけです。こう説明されたら、「ああなるほど」で抵抗なく呑み込める問題だと思います。

ところがここ、結構多くの受験生が手こずる難所だそうです。その理由は、世間の標準的参考書だと下記の如く「こういう禁止パターンがあります」と、とりあえず並べる形（「禁止3兄弟」型）で解説するからです。「列挙」だけでは「目の付けどころ」がわからないから「対比」ができないのです。

禁止されるケース	相殺不可の理由
509条 債務が不法行為により生じたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・不法行為の被害者に現実の弁済による損害の填補を受けさせるため ・不法行為の誘発を防止するため（これは加害者が相殺を強要せんと被害者へ再度の不法行為を行うことを防止、という趣旨だとか。凄い発想だが多分危惧に値する現実が過去にあったのでしょう）
510条 債務が法で差押えが禁止されている性質のものであるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・差押えが禁止される債権は、債権者に現実の支払いを得させるべきものであるから
511条 債務が支払の差止を受けたもののとき（支払いの差止を受けた第三債務者は、その後取得した債権による相殺を以て差押債権者に対抗することができない）	<ul style="list-style-type: none"> ・相殺を認めると、差押え債権者の利益を害し、差押え制度の実効性が失われる

※ 当事者間の関係

当方 (A) = 第三債務者

B氏への売掛債権

B氏から借金

相手方 (B) = 債務者

差押債権者 (C)

B氏へ貸金

B氏返済遅延のため、C氏はB氏の対A氏貸金を差押えた。しかもその差押え成立時期はA氏の売掛債権成立よりも早かった！

どのケースも当方の債務がワケアリという点は共通しています。それを一般的参考書では各ケースを個別に「509条は債務が…」、「510条は債務が…」という具合に解説します。読者は最終的には「債務の何かが違うんだな」と気が付くでしょう。しかし「そもそもワケアリ債務は勝手に触れぬ」という「ストーリー」が見えてくるまではウダウダと、各条の「ケース」の読み込みを強いられます。

くどいようですが単に3つ並べただけでは「ストーリーが見えない」ため「線で結ぶ」ことができないということです。しかし「要するに債務がワケアリで、そのワケアリ性の違いに注目すればよいのだ」という「ストーリー」がわかれば、「3点を結ぶ線」を引くことができるわけです。

4. 言うは易く行うは難し

「線」で理解することの利点は御理解いただけたかと思います。にもかかわらず「点」方式にたよる人が多い理由ははっきりしています。

それは「線あるいは「ストーリー」を見つけるのが容易でないからです。また世間の参考書類もあまりそれを教えてはくれません。私も昨年の受験では「ストーリー」の発見で苦勞しました。(最後までそれが見つからなかった分野は、仕方ないので暗記でしのぎました)

ということは、「それを教えてくれる人」のアシストがあれば勉強が相当にはかどるわけですから「それならウチで提供しましょう」というのが当事務所の受験指導です。最後は例によってコマーシャルになりましたがあしからず。